

監督処分について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり監督処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分を受けた者に関する事項

- (1) 商号又は名称 遠藤興業株式会社
- (2) 代表者氏名 遠藤 治興
- (3) 所在地 石巻市大街道南二丁目9番13号

2 処分に関する事項

- (1) 処分年月日 令和7年5月16日
- (2) 処分を行った者 宮城県知事
- (3) 根拠法令 法第28条第3項（同条第1項第2号該当）

3 処分の内容

法第28条第3項の規定による営業停止

- (1) 停止を命ずる営業の範囲
土木工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの
- (2) 営業停止期間
令和7年5月30日から令和7年7月28日までの60日間

4 処分の原因となった事実

遠藤興業株式会社の元従業員は、石巻市発注の制限付き一般競争入札に関して、公正な入札を害する行為を行った。

これにより、令和6年11月11日に仙台地方裁判所から公契約関係競売入札妨害罪により懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、法第28条第1項第2号に該当する。

※ 参考

【建設業法抜粋】

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 (略)

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三～ (略)

2 (略)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。